

くらしのセミナー(出前講座)

- 対象** 市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ、団体
- 時間** 月～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)9:00～17:00の中で、30分～2時間
- 会場** 申込者側でご用意ください。
- 講師** 消費生活相談員等、各分野の専門家
・講師によって、オンラインでの実施が可能
- 費用** 会場費、資料印刷代、その他必要な経費 **講師派遣は無料です**
・講師謝礼(交通費含む)は、川崎市が負担します。
- 申込み** 開催希望日の1か月前までに、申込フォーム*、FAX、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。
・同一団体(同一とみなされるものも含む)からのご利用は、原則、年度内1回となります。
・講師や日程等の都合により、ご希望に添えない場合があります。
・年度予算内での実施となりますので、年度途中で募集を締切らせていただく場合があります。
- 問合せ** 電話 044-200-3864(平日8:30～17:15)
FAX 044-244-6099
メール 28syohi@city.kawasaki.jp



*申込フォーム

くらしのセミナー テーマ

小学生から高校生向け、親子講座

くらしのセミナー詳細

- シェア先生の親子経済教室
- シェア先生と楽しく学ぼう (くらしと経済のかかわり、株式会社の仕組み)
- どう伝える?子どもたちへ教える大切な「お金」の話
- 悪質商法に気をつけよう! (よくある事例と対処法)
- 気をつけて!キャッシング、クレジットのトラブル (多重債務に陥らないために)
- ネット社会の落とし穴 (携帯、パソコンの架空請求トラブルやネット通販の注意点等)

一般、高齢者向け

- 消費者被害の防止**
 - 悪質商法に気をつけよう! (よくある事例と対処法)
 - 「寸劇」で体験する悪質商法 (よくある事例を演じて学ぼう)
 - 「落語」で学ぶ悪質商法 (だましの手口を気軽に学ぼう)
 - 気をつけて!キャッシング、クレジットのトラブル (多重債務に陥らないために)
 - ネット社会の落とし穴 (携帯、パソコンの架空請求トラブルやネット通販の注意点等)
 - 成年年齢引下げについて (成年になって知っておくべき金融知識、消費者被害や影響)
- 資産**
 - 年代や状況に応じたライフプランと資産形成
 - 資産運用、投資トラブルを避けるために
 - ファイナンシャルプランナーによる不動産の話
- 食生活**
 - 安全ですか?あなたの食卓 (食の安全最新情報等)
 - 食と健康、食べることの大切さを考える
 - かわさきコボジフルライフを楽しもう (野菜ソムリエに聞く野菜の魅力と産地地消)
- 住生活**
 - 住まいの安全対策 (意外と多い家の中の危険)
 - 我が家の防災対策 (地震、風水害、火災対策)
- 薬**
 - 知っておきたい薬の知識 (病院薬と市販薬の違い、漢方薬と薬草等)
 - サプリメント利用にあたっての注意点 (効果的な使い方や注意点等)
- 環境**
 - グリーンコンシューマーになろう (エシカル消費、環境ラベル、SDGsと衣食住、エコショッピング・クッキング等)
- 将来に備えて**
 - 医療保険・介護保険・年金等の社会保険制度に強くなる
 - 終の住み家選び (在宅介護か、施設か?等)
 - あなたの大切な人が認知症になったら
 - 遺言と相続 (もめないための遺言書の書き方、もしものときの相続・贈与対策)
 - 成年後見制度について知ろう
 - お葬式、お墓っていくらかかるの?
- くらし** くらしのマナー (冠婚葬祭について等)

事業者向け

持続可能な社会を目指して 消費者志向経営について学ぼう

消費生活のトラブルで困ったときは、川崎市消費者行政センターにご相談ください。

消費生活相談窓口

044-200-3030

- 相談時間** 月～金曜日 9:00～16:00 (来所相談は12:00～14:00を除く)
土曜日 10:00～16:00
*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付
*土曜日は電話相談のみ受付
*来所相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください
- 対象** 市内在住・在勤・在学の消費者
- 方法** 電話または来所

消費者ホットライン

局番なし188 いやや!

*川崎市在住の場合、川崎市消費者行政センターにつながります

区役所での出張相談(要予約)

区役所での出張相談をご希望の場合には、事前の電話予約により、中原区役所(金曜日)・高津区役所(水曜日)・多摩区役所(月曜日)に相談員が出張して相談をお受けします(相談時間 9:00～16:00)。前日(土・日曜日・祝日の場合は、その前の平日)の16:00までに、相談窓口電話番号へ予約してください。

*出張相談の曜日は変更になる場合がありますので、最新情報はホームページ等でご確認ください。

電子メール等による相談

専用フォームから電子メール等による相談をお受けします。詳細は、ホームページをご確認ください。



川崎市消費者行政センター

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

事務室 電話044-200-2262 FAX044-244-6099

*こちらの番号ではご相談をお受けしておりません。相談窓口電話番号へお電話ください。



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

令和8年3月発行



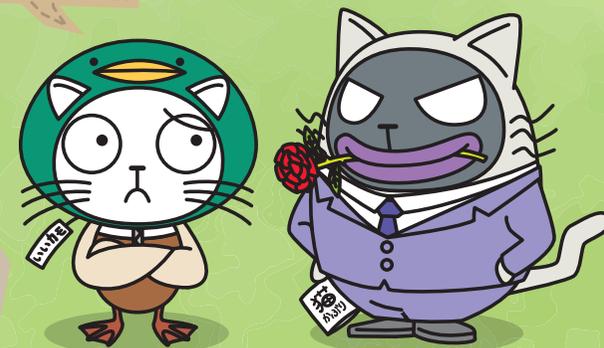
川崎市消費者行政センター

消費生活のトラブルで困ったときは、川崎市消費者行政センターにご相談ください。

勧誘によって
不当な契約を
させられた

身に覚えのない請求を
された

使っている
製品の欠陥により
事故に遭った



相談窓口
電話番号

044-200-3030

月～金曜日 9:00～16:00 (来所相談は12:00～14:00を除く)
土曜日 10:00～16:00
*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付
*土曜日は電話相談のみ受付
*来所相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください

消費者
ホットライン

局番なし188 いやや!

*川崎市在住の場合、川崎市消費者行政センターにつながります

教えて!

消費生活相談 Q&A

消費者行政センターに相談したら どんなことをしてくれるの?

クーリング・オフの手続き方法や
消費生活関連情報等を提供します

問題解決のための助言、
情報提供



食品や製品による事故の相談を
受け付けて、関係機関へ報告します

購入した製品の欠陥・事故



弁護士など、
他機関を紹介します

多重債務問題



相談者ご自身での解決が困難な相談の場合
トラブル解決のためのあっせん*を行います

契約トラブルのあっせん



*「あっせん」とは?

センターが相談者と事業者の間に入り、双方の意見を聞くなどして、話し合いによる解決のサポートをします。あっせんを行っても双方の合意が得られず解決できない場合は、ADR(裁判外紛争解決手続き)機関や、法律相談の窓口を紹介することがあります。



どんな相談でもできるの?



消費者と事業者との契約に関するトラブルなどのご相談を
専門の相談員がお受けしています。

友人がお金を返してくれないといった個人間のトラブル、すでに弁護士に
相談していたり、裁判で係争中の案件などについては、お受けできません。



誰でも相談できるの?



川崎市に在住・在勤・在学の消費者が対象です。

原則事業者からのご相談はお受けできません。事業者のための相談窓口を
ご紹介します。なお、商品・サービスを契約した方(トラブルに遭った方)が
市内在住・在勤・在学の方であれば、その関係者である市外の方のご相談
も受け付けています。



契約した本人から相談しないといけないの?



事情をわかっているご本人からご相談をいただくのが原則です。

ただし、判断能力が不十分であるなど契約をしたご本人からの相談が難しい
場合には、ご家族やヘルパーなどまわりの方からのご相談もお受けしています。



相談するときに、用意しておくものは?



契約トラブルは契約書などを、製品事故は取扱説明書などを
ご用意ください。

- 契約トラブルの場合
 - 契約書 □パンフレット □URLやメールの写し など
 - 製品事故の場合
 - 取扱説明書(商品名・製造番号・型番がわかるもの) など
- 事実確認に役立つ資料をできるだけ用意しておくことと相談がスムーズに進みます。



信用できる事業者かどうか教えてくれるの?



事業者の信用性に関する情報提供はしていません。

事業者を選ぶ際の一般的な考え方や注意点についてはお伝えしています。
また、個別の取引について勧誘行為や契約内容等に問題があれば、被害に
遭わないためのアドバイスをしています。



センターはどのような立場から相談に乗ってくれるの?



公正・中立な立場で、ご相談に乗ります。

消費者と専門的な知識や情報、経験を持つ事業者との間にはその正確さ
や詳しさ、交渉のノウハウなどにおいて格差があります。この両者の格差
を埋め、消費者が事業者と対等に話し合いや交渉ができるようにセンター
はお手伝いをしています。



費用はかかるの?



行政サービスなので相談は無料です。

ただし、通話、通信にかかる費用はご負担ください。



秘密は守られるの?



秘密は守ります。

相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

消費者支援協定



消費者支援協定詳細

川崎市では市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないよう、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、5つの協定を市内外の事業者及び事業者団体と結んでいます。当センターのホームページや各区役所等にある冊子にて、協定店、協定団体一覧をご案内しておりますので、ぜひご利用ください。

住宅工事の契約における消費者トラブルの防止

上下水道の水回り工事

家庭用電気製品の修理

洗濯用粉石けんの安定供給

葬儀における消費者トラブルの防止

消費者支援協定は、品質等の保証や安価な商品・役務提供について定めたものではありません。契約の際は、必ず複数の事業者から見積りを取って比較検討を行い、契約書面を十分に確認の上、納得してから契約しましょう。

かわさき消費生活 メールマガジン



登録はこちらから

消費生活に関する相談事例や講座情報などを配信しています。
「メールニュースかわさき」から「かわさき消費生活メールマガジン」をご登録ください。

資料コーナー

消費生活関連の図書やDVD等の閲覧ができ、市内在住・在勤・在学の方には貸出しを行っています。

利用時間

平日 9:00~16:00

(貸出し・返却は12:00~13:00を除く)

